

## 第10 工事整備対象設備等着工届出

(法第17条の14)

危険物施設において消防用設備等の工事をしようとするときは、法第17条の14の規定により規則第33条の18による「工事整備対象設備等着工届出書」（規則別記様式第1号の7）の届出が必要となる。

なお、工事整備対象設備等着工届出書の正本は、完成検査を受けるまでに、当該工事の申請に係る設置許可申請書又は変更許可申請書に差入れること。